

法律知識 No.57



弁護士 大橋 征平
総務課 主幹
(所属：福島県弁護士会)

日常生活の中で起こる可能性のある様々な事例に対して、法律に基づいた対応策を紹介します。

Q

少年法の改正について知りたい

少年法が改正され、厳罰化されたというニュースを見ました。どのような改正が行われたのか教えてください。



A

今回の少年法の改正は、選挙権年齢や成人年齢の引き下げが契機となっています。18歳以上の者に選挙権などの重要な権利が認められ、責任ある立場となったことから、法的にも広く責任を負うべきであると考えられるようになったためです。

改正の内容は「20歳未満の者に少年法の適用はしつつも、18歳以上の者については20歳以上の者に近づけた処理をする」というものです。従来は、20歳以上と20歳未満で分けていたものを、20歳以上、18歳・19歳、18歳未満と分けるようになったといえます。

それでは、18歳・19歳の取扱いについて大きく変わった2点を説明します。

【実名報道の解禁】

従来は、少年の氏名、ようぼう容貌などについて報道することは禁止されていました。しかし、今回の改正で、18歳以上の少年が起訴された後は実名報道が解禁されることになりました。公開の裁判で刑事責任を追及される立場となった場合に、社会的な論評の対象とすることが適当であると考えられたためです。

【検察官送致事件の拡大】

少年事件は、嫌疑があれば、全ての事件が捜査機関から家庭裁判所に送られます。家庭裁判所の専門スタッフが家庭状況などの詳細な調査を行った上で処分を決定し、少年の更生を図ろうとするものです。少年の再犯率は成人より低いとされており、この制度は一定の効果があると考えられています。

ただ、家庭裁判所では、最も重い処分でも少年院送致までしかできません。そのため、犯した罪が非常に重いものであり、少年院送致では妥当といえない場合にも対応できるよう、家庭裁判所から検察官に事件を送り返し、通常の刑事事件として起訴することによって、通常の刑事裁判を行う制度があります。

従来は、16歳以上の者が故意の犯罪行為によって被害者を死亡させた罪（殺人罪、傷害致死罪など）の事件についてだけ、検察官に送り返すことが原則でした。しかし、今回の改正により、18歳以上の者が死刑、無期懲役または1年以上の懲役・禁錮に当たる罪を犯した事件についても、原則として検察官に送り返されることになりました。強盗罪や強制性交等罪、危険運転致死傷罪などがそれに当たります。

ここからは広告です。